

議案第 25 号

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 44 年桐生市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表黒保根庭球コートのを削る。

第 3 条各号列記以外の部分中「桐生市体育施設」を「体育施設」に改める。

第 4 条中「桐生市体育施設」を「体育施設」に、「別表第 4」を「別表第 8」に改める。

第 8 条第 1 号中「又は」を「、又は」に改める。

第 11 条第 3 項中「使用の停止」を「使用を停止され」に改める。

第 12 条第 1 項本文中「別表第 4」を「別表第 8」に改める。

第 13 条第 1 号中「責」を「責め」に改める。

第 14 条中「、第 5 条の規定にかかわらず」を削る。

別表第 1 中「新里町及び黒保根町以外の体育施設(桐生市民プールを除く体育施設)」を「桐生市民体育館」に改め、同表の表を次のように改める。

区分			使用料			
			午前	午後	夜間	1 時 間当 たり
			9 時から 12 時まで	12 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	
桐生市 民体育 館メイ ンアリー ナ (専用 使用 料)	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	12, 000 円	20, 000 円	16, 000 円	-
		高校生以下	6, 000 円	10, 000 円	8, 000 円	
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	48, 000 円	80, 000 円	64, 000 円	
		高校生以下	24, 000 円	40, 000 円	32, 000 円	
	入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		84, 000 円	140, 000 円	112, 000 円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事	一般	24, 000 円	40, 000 円	32, 000 円	
		高校生以下	12, 000 円	20, 000 円	16, 000 円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事以外	一般	96, 000 円	160, 000 円	128, 000 円	
		高校生以下	48, 000 円	80, 000 円	64, 000 円	
入場料等を徴収するプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		168, 000 円	280, 000 円	224, 000 円		
桐生市 民体育 館サブ アリー	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	6, 000 円	10, 000 円	8, 000 円	-
		高校生以下	3, 000 円	5, 000 円	4, 000 円	
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	24, 000 円	40, 000 円	32, 000 円	
		高校生以下	12, 000 円	20, 000 円	16, 000 円	

ナ(専用使用料)	入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		42,000 円	70,000 円	56,000 円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事	一般	12,000 円	20,000 円	16,000 円	
		高校生以下	6,000 円	10,000 円	8,000 円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事以外	一般	48,000 円	80,000 円	64,000 円	
		高校生以下	24,000 円	40,000 円	32,000 円	
	入場料等を徴収するプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		84,000 円	140,000 円	112,000 円	
桐生市民体育館(部分使用料等)	体操(フロアー1/2 以内)	一般	-	-	-	2,000 円
		高校生以下				1,000 円
	卓球(1 台)	一般				200 円
		高校生以下				100 円
	バドミントン(1 面)	一般				400 円
		高校生以下				200 円
	バスケットボール(1 面)	一般				2,000 円
		高校生以下				1,000 円
	バレーボール(1 面)	一般				1,330 円
		高校生以下				660 円
	庭球(1 面)	一般				1,330 円
		高校生以下				660 円
	トレーニングルーム(個人使用)	中学生以上				200 円
	トレーニングルーム(11 回券)	中学生以上				2,000 円
	会議室					500 円

					円
	放送設備				380円
	シャワー	シャワーを使用する場合の使用料は、10分100円とする。			

別表第1備考1中「及び桐生球場」を削り、同表備考2を次のように改める。

2 中学生がトレーニングルームを使用する場合は、保護者同伴とする。

別表第1備考3及び4を削り、同表備考5を同表備考3とし、同表備考6を同表備考4とし、同表備考7中「市民体育館」を「桐生市民体育館」に改め、同表備考7を同表備考5とし、同表備考8柱書中「市民体育館の部分使用」以外を「桐生市民体育館の専用使用」に改め、同表備考8(2)中「4分の2」を「2分の1」に改め、同表備考8(3)中「こえる」を「超える」に改め、同表備考中8を6とし、9を7とし、10を削り、11を8とし、12を9とする。

別表第4黒保根庭球コートの項を削り、同表備考2中「及び黒保根庭球コート」を削り、同表備考4(2)中「4分の2」を「2分の1」に改め、同表備考4(3)中「こえる」を「超える」に改め、同表を別表第8とする。

別表第3備考1(2)中「4分の2」を「2分の1」に改め、同表備考1(3)中「こえる」を「超える」に改め、同表を別表第7とする。

別表第2備考1(2)中「4分の2」を「2分の1」に改め、同表備考4(3)中「こえる」を「超える」に改め、同表を別表第6とし、別表第1の次に次の4表を加える。
別表第2(第12条関係)

桐生球場

区分			使用料				
			午前	午後	夜間		1時間 当たり
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 19時まで	19時から 21時まで	
桐生球場	入場料等を徴収しないもの	一般	3,590円	5,000円	2,130円	2,130円	-
		高校生以下	1,710円	2,390円	1,020円	1,020円	
	入場料等を徴収するもの	一般	10,650円	14,130円	6,190円	6,190円	
		高校生以下	5,080円	6,740円	2,950円	2,950円	
	プロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		68,890円	114,810円	45,920円	45,920円	
	放送設備		-	-	-	-	380円
	電光掲示板		電光掲示板一式を使用する場合の使用料は、1試合1,990円、得点表示使用の場合1試合920				

			円、メッセージ表示使用の場合 1 時間 1,120 円とする。				
桐生球場 附属球場	1 面	一般	1,150 円	1,930 円	-	-	-
		高校生以下	550 円	920 円			

備考

- 1 桐生球場の開場時間は、9時から21時までとする。
- 2 桐生球場附属球場の開場時間は、9時から17時までとする。
- 3 桐生球場の照明使用料は、実費の範囲内で別に徴収するものとする。
- 4 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 5 午前又は午後における使用時間が規定時間を超過したときは、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の2分の1
 - (3) 超過時間が2時間を超えるとき 規定使用料の全額
- 6 夜間における使用時間が規定時間を超過した場合は、1時間以内の超過のときは規定使用料の2分の1の額を加算する。
- 7 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 8 両毛広域都市圏在住者等以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の2分の1を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。
- 9 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

別表第3(第12条関係)

陸上競技場

区分			使用料		
			午前	午後	1時間当たり
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	
陸上競技場 (専用使用料)	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	3,900 円	6,500 円	-
		高校生以下	1,950 円	3,250 円	
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	15,600 円	26,000 円	
		高校生以下	7,800 円	13,000 円	
	入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		27,300 円	45,500 円	
	入場料等を徴収する	一般	7,800 円	13,000 円	

	スポーツ行事	高校生以下	3,900 円	6,500 円	
	入場料等を徴収する スポーツ行事以外	一般	31,200 円	52,000 円	
		高校生以下	15,600 円	26,000 円	
	入場料等を徴収するプロスポーツ、 営利又は宣伝のための使用		54,600 円	91,000 円	
陸上競技場 (個人使用 料等)	個人使用		110 円	190 円	－
	定期使用(1 年間)	一般	4,000 円		－
		高校生以下	2,000 円		－
	会議室		－	－	500 円
	放送設備		－	－	380 円
	競技器具		専用使用の場合は、半日 2,500 円、全日 5,000 円とする。		
	シャワー		シャワーを使用する場合の使用料は、10 分 100 円とする。		

備考

- 1 陸上競技場の開場時間は、9 時から 17 時までとする。
- 2 照明使用料は、実費の範囲内で別に徴収するものとする。
- 3 定期使用は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、1 年未満のときも 1 年とみなす。
- 4 個人使用における使用料は、1 人当たりの使用料とする。
- 5 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 6 使用時間が規定時間を超過したときは、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が 1 時間以内のとき 規定使用料の 4 分の 1
 - (2) 超過時間が 2 時間以内のとき 規定使用料の 2 分の 1
 - (3) 超過時間が 2 時間を超えるととき 規定使用料の全額
- 7 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 8 両毛広域都市圏在住者等以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の 2 分の 1 を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。
- 9 使用料の精算額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

別表第 4(第 12 条関係)

庭球コート、相撲道場、弓道場及びユニーユ一広場

区分	使用料	
	午前	午後

			9時から12時まで	12時から17時まで
元宿、相川庭球コート	専用使用(1面)	一般	630円	900円
		高校生以下	300円	430円
	個人使用		70円	120円
	定期使用(1年間)	一般	3,840円	
		高校生以下	1,220円	
相撲道場	専用使用	一般	630円	900円
		高校生以下	300円	430円
	個人使用		70円	120円
	定期使用(1年間)	一般	2,560円	
		高校生以下	1,220円	
	浴室		浴室を使用する場合の使用料は、1回につき1,270円とする。	
弓道場	専用使用	一般	630円	900円
		高校生以下	300円	430円
	個人使用		70円	120円
	定期使用(1年間)	一般	2,560円	
		高校生以下	1,220円	
ユニーユ一 広場	サッカー・ラグビー兼用競技場(1面)	一般	2,300円	3,840円
		高校生以下	1,100円	1,830円

備考

- 1 体育施設の開場時間は、9時から17時までとする。
- 2 定期使用は4月1日から翌年3月31日までとし、1年未満のときも1年とみなす
- 3 個人使用における使用料は、1人当たりの使用料とする。
- 4 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 5 使用時間が規定時間を超過したときは、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の2分の1
 - (3) 超過時間が2時間を超えるとき 規定使用料の全額
- 6 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 7 両毛広域都市圏在住者等以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の2分の1を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。
- 8 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て

る。

別表第 5(第 12 条関係)

相生庭球コート

区分		使用料
専用利用 (1 面 1 時間当たり)	一般	400 円
	高校生以下	200 円

備考

- 1 相生庭球コートの開場時間は、9 時から 21 時までとする。
- 2 照明使用料は、実費の範囲内で別に徴収するものとする。
- 3 専用利用は、9 時から 1 時間毎の時間区分による利用とする。
- 4 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、専用利用における 1 面 1 時間当たりの規定使用料とする。
- 5 使用時間が規定時間を超過したときは、超過 1 時間までごとにつき規定使用料の全額を加算する。
- 6 壁打ちコートの使用料は、別表第 4 中元宿、相川庭球コートの個人使用における使用料とする。
- 7 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 8 両毛広域都市圏在住者以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の 2 分の 1 を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。
- 9 使用料の精算額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際既に改正前の桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認又は許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 25 号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

相生庭球コートを整備に伴い使用料を見直すとともに、黒保根庭球コートを廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。